

4. 事前調査

元請業者(自主施工者)は、すべての解体等工事において石綿含有建材の使用状況に関する事前調査を実施しなければなりません。 【法第18条の15】

なお、「特定建築材料が使用されていないことが明らかな工事」※は、調査を実施すべき工事から除外されています。

※環境省通知 令和2年11月30日付環水大大発第2011301号

URL: <https://www.env.go.jp/hourei/add/d050.pdf>

〈事前調査の実施方法〉

書面調査及び現地での目視調査を実施し、これらの調査で建材の石綿含有の有無が明らかにならなかった場合は分析調査を実施してください(分析せず石綿含有とみなすことも可能です)。

《参考》

・目で見えるアスベスト建材 (国土交通省)

URL: https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html

・石綿(アスベスト)建材データベース (一般財団法人建材試験センター)

URL: <https://www.asbestos-database.jp/>

〈事前調査結果の発注者への説明〉

元請業者(自主施工者)は、発注者に対して事前調査結果を書面で説明しなければなりません。

【法第18条の15】

《参考》事前調査説明書面の例

環境省及び厚労省発行「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」p.94～95

説明の実施時期

解体等工事の開始の日まで

【施行規則第16条の6】

※届出対象特定粉じん排出等作業を解体等工事の開始の日から14日以内に開始する場合は、当該開始の日の14日前まで

根拠		説明事項	吹付け石綿 石綿含有断熱材等	石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材	石綿含有建材 使用なし		
法 第 18 条 の 15	一	事前調査の結果	○	○	○		
	二	イ	建築物等の部分における特定建築材 料の種類、使用箇所、使用面積	○	○	—	
		ロ	特定粉じん排出等作業の種類	○	○	—	
		ハ	特定粉じん排出等作業の実施期間	○	○	—	
		ニ	特定粉じん排出等作業の方法	○	○	—	
	三	ロ	特定粉じん排出等作業の方法が法第 18条の19各号に掲げる措置を当該各 号に定める方法により行うものでない ときは、その理由	○	—	—	
	四	施行規則第16条の7	一	事前調査を終了した年月日	○	○	○
			二	事前調査の方法	○	○	○
		施行規則第10条の4第2項	一	特定粉じん排出等作業の対象となる 建築物等の概要、配置図、付近の状 況	○	—	—
			二	特定粉じん排出等作業の工程を明示 した特定工事の工程の概要	○	○	—
三			特定工事の元請業者の現場責任者 の氏名及び連絡場所	○	○	—	
四			下請負人が特定粉じん排出等作業を 実施する場合の当該下請負人の現場 責任者の氏名及び連絡場所	○	—	—	

〈事前調査の記録の作成、備え付け及び保存〉

元請業者(自主施工者)は、事前調査結果の記録を作成し、作業現場に備え付けるとともに作業終了後も保存しなければなりません。 【施行規則第16条の8】

施行規則 根拠	記録事項	設計図書等により 明らかに石綿非含有 と判明した場合※1	左記以外の場合
第16条の8	一 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○
	二 解体等工事の場所	○	○
	三 解体等工事の名称及び概要	○	○
	四 事前調査を終了した年月日 事前調査の方法	○	○
		○	○
	五 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 建築材料を設置した年月日	○	○
		○※2	—
	六 解体等工事に係る建築物等の概要	—	○
	七 解体等工事が建築物等を改造し、又は捕集する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	—	○
	八 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	—	○
九 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠	—	○	

※1 解体等工事に係る建築物等が第16条の5第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合

※2 解体等工事に係る建築物等が第16条の5第一号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合に限る。

備え置く期間

解体等工事の期間中

保存の期間

解体等工事が終了した日から3年間

※発注者及び建築物等の所有者も、将来的な解体等工事を行う際の参考となる可能性があるため、保存しておくようにしてください。

〈下請負人に対する説明、指導〉

元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、その下請負人に対し、特定工事に関する事項を説明しなければなりません。また、元請業者は工事全体の統括管理の責任を負っていることから、各下請負人の施工の分担関係に応じて、指導に努めなければなりません。

【法第18条の16、第18条の22】

根拠	説明事項
第10条の4第2項	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
第16条の4第一号	ハ 特定粉じん排出等作業の種類
	ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
	ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

説明の実施時期

下請契約を締結する時までに下請負人に説明してください。

なお、説明の形式は特定されていませんが、請負契約の書面に記載するなど、できるだけ文書により説明するようにしてください。